

令和2年12月25日

林弘法律事務所
弁護士 山中理司様

法務省大臣官房秘書課公文書監理室情報公開係
(代表03-3580-4111 (内線2036))

行政文書開示請求について（意思確認）
標記について、下記のとおり確認を求めるので、令和3年1月7日（木）までに回答願います。

記

- 1 行政文書開示請求書の日付
令和2年12月21日（月）
- 2 法務省本省において行政文書開示請求書を受領した日付
令和2年12月23日（水）
- 3 請求する行政文書の名称等
 - ① 令和元年の御即位恩赦の実施状況が書いてある文書
 - ② 令和元年の御即位恩赦に際して、公職選挙法違反及び性犯罪の恩赦は一律に認めないことを決定した際の文書
- 4 行政文書の保有状況及び確認を求める事項について

（1）上記3①について

あなたが行政文書開示請求書の記1「請求する行政文書の名称等」欄に上記3①のとおり記載されたことについて、その趣旨が必ずしも明らかではありませんが、その趣旨が「令和元年の即位の礼に当たり行われた特別恩赦基準に基づく上申に關し、中央更生保護審査会が上申を受理した件数及び内閣で決定した件数が記載された文書」ということであれば、その趣旨に近いと思われる文書として、法務省本省では以下の行政文書を保有しています。

特別基準恩赦の結果について

なお、この他にあなたの請求の趣旨がある場合には、請求されたい行政文書の特定が可能となる情報を提供願います。

（2）上記3②について

あなたが行政文書開示請求書の記1「請求する行政文書の名称等」欄に上記3②のとおり記載されたことについて、法務省本省においては、あなたの請求の趣旨に該当すると思われる行政文書を保有しておりません。

なお、このまま請求を維持された場合、行政文書不存在による不開示決定が

なされるものと思われます。

つきましては、上記情報提供を踏まえ、請求をどうされるか回答願います

5 開示請求手数料等について

上記3の請求を維持される場合、開示請求件数は2件（上記①及び②につき各1件）、開示請求手数料は600円となります。現在、あなたからは開示請求手数料として収入印紙600円分を受領していますので、過不足はありません。

なお、本件開示請求を取り下げられる場合は、本件開示請求書及び600円分の収入印紙を返戻いたします。